

## 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和3年4月16日

全国健康保険協会岐阜支部  
支部長 名知 清仁

### 1. 調達内容

#### (1) 調達件名

特定健診等の受診啓発チラシの印刷および発送業務委託

#### (2) 仕様等

仕様書による

#### (3) 納品時期及び納品場所

仕様書による

#### (4) 見積競争方法

契約は総価にて行う。見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33（令和1・2・3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

### 3. 見積書の提出場所等

#### (1) 仕様書の交付、見積書の提出場所等

〒500-8667 岐阜県岐阜市橋本町 2-8 濃飛ニッセイビル 14 階

全国健康保険協会岐阜支部 企画総務グループ 担当：北島

電話 058-255-5155（自動音声案内⑤）

#### (2) 見積書の提出期限

日時：令和3年4月28日（水）14時00分

提出持参または郵送とする。

郵送の場合は、封筒に「特定健診等の受診啓発チラシの印刷および発送業務委託」と記入し、見積書を封入した封筒の糊付部に代表者等の印で割印を押印したものを提出すること。

#### (3) 見積書に同封する書類

上記2（2）の写し

### 4. その他

- (1) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会岐阜支部宛に提出すること。記載誤り及び記載漏れ・押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。
- (3) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこと。
- (4) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (5) 見積結果については当支部受付入口前に掲示する。
- (6) 請求にあたっては、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。